明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第一一五期決算公告

平成二十四年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	四六七、五八八
固定資産	二、四二九、一六四
合計	二、八九六、七五二

負債及び純資産の部

流動負債	五五六、二三一
（賞与引当金）	（六、四一七）
（役員賞与引当金）	（七、〇〇八）
固定負債	六二六、五一三
（退職給付引当金）	（一四〇、七三七）
（役員退職慰労引当金）	（一、七〇四）
株主資本	一、七一一、〇九〇
資本金	九〇、〇〇〇
資本剰余金	一、六七八
資本準備金	一、六七八
利益剰余金	一、六一九、四一二
利益準備金	二二、五〇〇
その他利益剰余金	一、五九六、九一二
（当期純利益）	（一五四、五九九）
評価・換算差額等	二、九一六
その他有価証券評価差額金	二、九一六
合計	二、八九六、七五二

平成二十五年四月一日

滋賀県野洲市三上二三一一

アサヒビールモルト株式会社

第四期決算公告

平成二十四年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産	三七〇
固定資産	七二
資産合計	四四三

負債及び純資産の部

流動負債	三七九
（賞与引当金）	（〇）
固定負債	一六
（退職給付引当金）	（四）
負債合計	三九五
株主資本	四八
資本金	四〇
資本剰余金	四〇
資本準備金	四〇
利益剰余金	△三一
その他利益剰余金	△三一
（うち当期純利益）	（九）
純資産合計	四八
負債及び純資産合計	四四三

平成二十五年四月一日

福岡県春日市塚原台三丁目一一〇番地

アサヒみどり販売株式会社

代表取締役　荘田　守

第七十八期決算公告

平成二十四年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	二二三、一五七
固定資産	二一二、七九四
合計	四三五、九五一

負債及び純資産の部

流動負債	二一八、五四八
（賞与引当金）	（一、二九二）
固定負債	八四、八三六
（退職給付引当金）	（四、八三六）
株主資本	一三二、五六七
資本金	一二、〇〇〇
資本剰余金	一四五
資本準備金	一四五
利益剰余金	一二〇、四二一
利益準備金	三、〇〇〇
その他利益剰余金	一一七、四二一
（当期純利益）	（二六、四〇四）
合計	四三五、九五一

平成二十五年四月一日

鹿児島県姶良市加治木町諏訪町二〇〇番地

さつま司酒造株式会社

配当公告

群馬県高崎市新町一二七八番地三

破産者　株式会社関永工業

右の者に対する前橋地方裁判所高崎支部平成二十四年（フ）第二八六号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三四四、三五三、四七九円

一、配当することのできる金額

金六八、八七〇、六八八円

平成二十五年四月一日

群馬県高崎市本町一七二番地

破産管財人　弁護士　坂本　正樹

配当公告

高知県南国市久枝乙二四八番地一

破産者　土佐海商株式会社

右の者に対する高知地方裁判所平成二十一年（フ）第六九七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六六〇、四一二、八八三円

一、配当することのできる金額

金五五、八六五、六四〇円

平成二十五年四月一日

高知市本町五丁目二番一七号高知本町ビル二階岡村・長山法律事務所

破産管財人　岡村　直彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区西野八条九丁目一四番、最後の住所札幌市手稲区星置一条五丁目一四番二〇号　被相続人　亡　山本由美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

事務所札幌市中央区大通西一五丁目ラスコム15ビル二階　清水勝裕法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　勝裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道茅部郡森町字砂原一丁目一七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岩井　満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

函館市梁川町一番五号日聖ビル四階

相続財産管理人　弁護士　窪田　良弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字大原一丁目一二番地一七、最後の住所青森県弘前市大字南大町二丁目七番地二九　コーポシャンポール五号　被相続人　亡　三上　勝行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

事務所青森県弘前市大字早稲田三丁目九番地七司法書士法人あおば登記・法務事務所

相続財産管理人　司法書士　太田　宜邦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市大街道西二丁目八三番地二、最後の住所宮城県東松島市大曲字道下南七三番地一〇　被相続人　亡　小野寺勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

宮城県仙台市青葉区片平一丁目一番一一号

カタヒラビル六階南側

相続財産管理人　弁護士　及川　貴士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県印旛郡栄町酒直六一二番地、最後の住所千葉県印旛郡栄町安食二三一二番地の二　被相続人　亡　後藤　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

事務所千葉市中央区中央三丁目四番八号

コーノスビル五階　藤井・滝沢綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田　真希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市本北方三丁目六四四番地、最後の住所千葉市花見川区花見川七番八棟一〇五号　被相続人　亡　渡邊　敏一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

事務所千葉市中央区中央三丁目一七番二号

ライオンビル四階　千葉銀座法律事務所

相続財産管理人　弁護士　内藤　太郎